



平成30年5月23日

各 位

上場会社名	株式会社ドリコム
代表者	代表取締役社長 内藤 裕紀
(コード番号	3793)
問合せ先責任者	取締役 後藤 英紀
(TEL	03-6682-5700)

従業員に対する譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	平成30年7月2日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 5,000株
(3) 発行価額	1株につき 1,047円
(4) 発行価額の総額	5,235,000円
(5) 割当予定先	従業員 1名 5,000株

2. 発行の目的及び理由

当社は、平成30年5月10日付けの「従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度導入に関するお知らせ」のとおり、所定の要件を満たす当社の従業員に対し、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の従業員1名（以下「対象従業員」といいます。）に対して金銭債権合計5,235,000円ひいては本新株発行として当社の普通株式5,000株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間を約2年（平成30年7月2日（払込期日）から平成32年6月30日）と設定いたしました。

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本新株発行により割り当てる普通株式を引き受けこととなります。また、当社は、本新株発行に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

3. 謙渡制限付株式割当契約の概要

(1) 謙渡制限期間

対象従業員は、平成30年7月2日（払込期日）から平成32年6月30日までの間、本割当株式について、謙渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 謙渡制限の解除条件

対象従業員が、謙渡制限期間中、継続して、当社の従業員の地位にあったことを条件として、謙渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、謙渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、払込期日を含む月から当該喪失の日を含む月までの月数を24で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、謙渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、謙渡制限期間が満了した時点、又は、謙渡制限期間中に対象従業員が当社の従業員の地位を喪失した直後の時点において、謙渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、謙渡制限期間中の謙渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、謙渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した謙渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

謙渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を24で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る謙渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本新株発行は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、平成30年5月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,047円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。